

40. NPO法人と一般社団法人、一般財団法人の税務はどう違いますか？

NPO法人は法人税について、収益事業を行った場合にのみ課税される収益事業課税方式が適用されます。一方で、一般社団法人、一般財団法人の場合には、NPO法人と同じ収益事業課税方式が適用される非営利型法人と、株式会社のようにすべての所得に対して課税される非営利型法人以外の一般社団法人、一般財団法人に分かれます。

非営利型法人には、定款で剰余金の分配を行わないことや残余財産を国や地方公共団体等に帰属させる旨の記載が求められる「非営利徹底型法人」と、会員に共通する利益を図ることを目的とした「共益活動型法人」があります。いずれの場合でも、理事及び理事の親族等である理事の合計数が理事総数の3分の1以下であることが、要件になっています。